

**介護予防・日常生活支援総合事業  
生活支援通所型サービス契約書別紙(兼重要事項説明書)**

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社J-Pop Dance Sendai
主たる事務所の所在地	〒989-3122 仙台市青葉区春日町8番5号
代表者(職名・氏名)	代表取締役 高橋育子
設立年月日	2021年6月15日
電話番号	080-1804-0183

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ダンススタジオドリームワン	
サービスの種類	生活支援通所型サービス	
事業所の所在地	〒980-0802 仙台市青葉区二日町2番6号丸山ビルB1F	
電話番号	080-1301-0968	
指定年月日・事業所番号	2021年8月1日指定	04A5100379
実施単位・利用定員	1,440 単位	定員10人
通常の事業の実施地域	仙台市	

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、生活支援通所型サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

### 4. 提供するサービスの内容

生活支援通所型サービスは、事業者が設置する事業所に通っていただき、入浴、排せつ、介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

## 5. 営業日時

営業日	火曜日、水曜日 国民の祝日(振り替え休日を含む)及び年末年始(12月28日から1月4日)ただし、月4回利用確保出来ない場合はこの限りではない
営業時間	10時00分から14時00分まで
サービス提供時間	① 10時30分から12時00分まで ② 12時00分から13時30分まで

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護職員	非常勤 2人,

## 7. 管理者

事業所の管理者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者の氏名	高橋彩子
--------	------

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1)生活支援通所型サービスの利用料…基本部分、加算・減算の合計の額となります。

### 【基本部分】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担		
		1割	2割	3割
事業対象者 要支援1 要支援2	14,788円(1月につき)	1,479円	2,958円	4,437円

上記の基本利用料は、仙台市介護予防・日常生活支援総合事業生活支援通所型サービス支給費の額等を定める要領で定める金額であり、その金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

## 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件(概要)	加算額			
		基本 利用料	利用者負担		
			1割	2割	3割
若年性認知症 利用者受入加算	個別の担当者を定めた上で若年性認知症利用者へサービス提供した場合	2,464円	246円	492円	739円
生活機能向上 グループ活動加算	利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動を行った場合	1,027円	102円	205円	308円
運動器機能向上加算	運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練を行った場合	2,310円	231円	462円	693円
軽度化加算	利3月以上の生活支援通所型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援2から要支援1に変更となった場合	3,081円	308円	616円	924円
自立化加算	生活支援通所型サービスを実施し、利用者の認定区分が要支援1又は2から非該当に変更となり、かつ、一般介護予防事業の利用等を確認した場合	5,135円	513円	1,027円	1,540円
事業所等連携加算	インフォーマルサービスを提供する者等と連携し、利用者の自立支援に資する情報の共有を行っている場合	1,027円	102円	205円	308円
サービス提供体制 強化加算(I)※	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	事業対象者・要支援1	903円	90円	180円
サービス提供体制 強化加算(II)※		事業対象者・要支援2	1,807円	180円	361円
サービス提供体制 強化加算(II)※		事業対象者・要支援1	739円	73円	147円
サービス提供体制 強化加算(II)※		事業対象者・要支援2	1,478円	147円	295円
生活機能向上 連携加算(I)	外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行	1,027円	102円	205円	308円
生活機能向上 連携加算(II)	い、かつ個別機能訓練計画を作成した場合	2,054円	205円	410円	616円
栄養スクリーニング加算	利用者の栄養状態について確認を行い、栄養状態に関する情報を担当する地域包括支援センターの職員等に提供した場合	51円 (1回につき)	5円	10円	15円
介護職員 処遇改善加算I※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算 減算の合計5.9%			
介護職員 処遇改善加算II※		上記基本部分と各種加算 減算の合計4.3%			
介護職員 処遇改善加算III※		上記基本部分と各種加算 減算の合計2.3%			
介護職員 処遇改善加算IV※		加算IIIの90%			
介護職員 処遇改善加算V※		加算IIIの80%			

介護職員等特定 処遇改善加算 I ※	当該加算の算定要件を満たす場合	上記基本部分と各種加算 減算の合計1.2%
介護職員等特定 処遇改善加算 II ※		上記基本部分と各種加算 減算の合計1.0%

(注1)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(注2)特に記載のない項目については、1月につき加算される金額です。

## (2) その他の費用

その他	上記以外の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。
-----	---

## (4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払ください。

なお、利用者負担金の受領に関する領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、7日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の14日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 〇〇銀行 〇〇支店 普通口座 〇〇〇〇〇〇〇
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の10日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 仙台銀行 長町支店 普通口座 0042343
現金払い	サービスを利用した月の翌月の10日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払ください。

## 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)及び仙台市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 022-796-5725 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	宮城県社会福祉協議会	
	福祉サービス利用に関する運営適正化委員会	716-9674
	宮城県国民健康保険団体連合会・苦情相談窓口	222-7700
	青葉区役所介護保険課介護保険係	225-7211
	宮城総合支所保険福祉課高齢者支援係	392-2111
	宮城野区役所介護保険課介護保険係	291-1111
	若林区役所介護保険課介護保険係	282-1111
	太白区役所介護保険課介護保険係	247-1111
	秋保総合支所保険福祉課福祉係	399-2111
	泉区役所介護保険課介護保険係	372-3111
仙台市健康福祉局		
保険高齢部介護事業支援課・施設指導係		214-8318

## 12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

## 13. 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する具体的計画に基づき、事業所の管理者を防火責任者として次のとおり必要な訓練を行っており、また、消防法上必要な設備を備えております。

防災訓練 年2回

避難訓練 年2回

通報訓練 年1回

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 仙台市青葉区二日町2番6号丸山ビルB1F

事業者(法人)名 株式会社 J-pop Dance Sendai

代表者職・氏名 代表取締役 高橋育子印

説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者 住 所

氏 名 印

署名代行者(又は法定代理人)

住 所

本人との続柄

氏 名 印

立会人 住 所

氏 名 印